

# ハラスメント相談室だより

3月になりました。何かと忙しい時期ですが、いかがお過ごしでしょうか？  
ハラスメント相談室だより第20号をお届けします。

## ハラスメント相談室についてのご質問

**Q1** ハラスメント相談室に相談に行くと自分がうけた行為がハラスメントかどうか判断してもらえますか？

**A1** 相談室の役割は、相談者がハラスメントに相当する行為をうけたと感じておられることについて、調整や介入を行うことで良好な環境を作ることです。ハラスメントかどうか判断するところではありません。

**Q2** 匿名で相談したいので、メールで相談に乗ってもらうことは可能ですか？

**A2** ハラスメント相談室ではメールでの相談受付はしておりません。まずはハラスメント相談室に電話にてご連絡をお願いします。その際、匿名を希望する旨、相談員にお伝えください。

## コラム 相談員からちょっとひとこと

昨今、学内だけでなく、コンビニや飲食店で働く留学生の姿を見かけることが多くなりました。教職員にも外国ルーツの方がたくさんいらっしゃいますね。

レイシャル・ハラスメントという言葉をお聞きになったことがあるでしょうか？レイシャルとは元々は「人種の」、という意味ですが、現在では肌の色や民族的ルーツ、宗教や国籍など、多様な要素を含む言葉として使われています。レイシャル・ハラスメントとはそういった要素をもとに、相手を差別したり見下したりする言動のことを言います。そもそも日本も多様な民族や民族的ルーツを持つ人々で構成された国家です。にもかかわらず、テレビや週刊誌などにおける他国に対する差別、特に近隣諸国に対するバッシングには目に余るものがありますし、それに触発されたかのように、TwitterやFacebookで、差別的言動を書き散らす人も後を絶ちません。こういったことは、レイシャル・ハラスメントに当たる可能性が高く、場合によっては処分の対象になるかもしれません。最近では、東京大学の教員が、自分が立ち上げた企業では特定の国の人間は雇わない等と書き込み、「国籍または民族を理由とする差別的な投稿」等を理由として懲戒解雇されたという報道がありました。ハラスメントに対する取り組みや意識も、年々高まってきています。私企業だから勝手だろう、大学とは関係ないという言い訳はもはや通らないということでしょう。偏見をなくするのは簡単ではありません。でも、特定の国の人に対して、〇〇人はダメだとか、やっぱり〇〇人は良くないかと思ってしまうなら、なぜ自分はそんなふうにするのかを問い直し、もしかしたらネットの中の偏見に流されているのかもしれない、と冷静に振り返る必要があるのではないのでしょうか。

大阪大学は、大学憲章において、「その活動のあらゆる側面において、人種、民族、宗教、信条、貧富、社会的身分、性別、障がいの有無などに関するすべての差別を排し、基本的人権を擁護する」とうたっています。大学は教育機関でもあります。これから広い社会で生きていく若い人たちに対して、誰もが人権を損なわれることなく共に生きる社会を作るといった視点を学んでいただけるような環境を、構成員みんなで作っていきたいですね。

大阪大学ハラスメント相談室（秘密厳守）

豊中地区 06-6850-5029、06-6850-6006

吹田地区 06-6879-7169

箕面地区 072-730-5112

大阪大学HP [http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention\\_sh](http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention_sh)



大阪大学  
「ワニ博士」